

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 5 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年地方分権改革に関する地方からの提案への対応について
(介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続について) (周知)

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年地方分権改革に関する地方からの提案において、別添 1（第 83 回地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会（平成 30 年 10 月 16 日開催）厚生労働省提出資料）の 1 頁「これまでの主な経緯」にあるとおり、住所地特例の対象外とされている施設のうち、特例対象施設の同一市町村にある認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）を特例の対象とすることを求める提案がありました。

本提案に関する対応方針は、本年 12 月に閣議決定を予定しています。

今般、提案団体から、別添 1 の 4 頁及び 5 頁で示しているような、住所地特例及び区域外指定による市町村間の関係性について、取り急ぎすべての市町村に周知して欲しいという要望があったことから、別添 2 のとおり整理しましたので、内容を改めて御了知の上、管内保険者への周知をお願いいたします。

住所地特例について

- ・ 介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し
- ・ 住所地特例と地域密着型サービスの関係
- ・ 今後の検討の方向性等

介護保険計画課

介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し

これまでの主な経緯

【1. 提案の概要】

- 住所地特例の対象外とされている施設のうち、特例対象施設の同一市町村にある認知症G Hを特例の対象とすること。

【2. 厚生労働省からの一次回答】

- 地域密着型サービスは身近な市町村の単位でサービスの運営を行うことを基本としており、認知症G Hもその性質に鑑み、地域密着型サービスの一つとして位置づけている。
- したがって、認知症G Hを住所地特例の対象として、市町村域を越えた利用を前提としたサービスと位置づけることについては困難。

【3. 一次回答を踏まえた提案団体等からの見解】

- 提案町の実態として、認知症G Hは特例対象施設の機能を補完しており、在宅復帰していないにもかかわらず特例が継続できないのは不合理であり、認知症G H所在地の市町村が費用を負担することは市町村間の公平性を欠く。（なお、認知症G Hから特例対象施設に入所した場合の費用についても、引き続き認知症G H所在地の市町村が負担することになる。）
- 区域外指定における市町村間の同意については、市町村によって考え方が異なるため、実態としては同意が成立しないという支障が発生している。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 全国市長会、全国町村会ともに提案に対して賛同する意見であったことを踏まえ、個別の市町村の問題として取り扱うのではなく、提案内容に立ち入って検討するべきではないか。
- 認知症状が徐々に進行し、その進行に伴い要介護度が重度化する過程で、認知症G Hを経由すると、その後の費用は認知症G H所在市町村が負担することになると、介護保険施設等が多く所在する市町村の費用負担を軽減することを目的に設けた住所地特例の趣旨に反することになるのではないか。
- 上記のとおり、特例対象施設から認知症G Hを経由して特例対象施設へ順次住所を移した場合を想定して、特例対象施設から認知症G Hへ移った場合に限って、検討することは可能ではないか。

厚生労働省としての考え方

- 介護保険制度においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となり、介護保険サービスの提供を行うことが基本。
 - 一方で、特別養護老人ホーム等の大規模施設については、やむを得ず他市町村の施設に入所し、住民票を併せて施設に移すケースがあり、住所地特例は、このような場合に市町村間の給付費負担の調整を行う特例として設けている。
- 地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう創設されたサービスである。
 - このため、身近な市町村の単位で提供されることが適当なサービスであり、原則として市町村の住民のみが利用できるものとして構成。
- 特例対象施設を退所後、利用者は、
 - ・ 元の市町村にある自宅等に住所を戻し、長年住み慣れた元の地域でサービスを受けることが可能であるにもかかわらず、
 - ・ 現在の住所地でなじみの関係もでき、現住所地でのサービスを受けることを判断したのであるから、元の市町村が引き続き費用負担を負う理屈はないと考えられる。
 - また、地域密着型サービスの利用者の自治体を超えた転居（元の市町村から認知症 G H所在地の市町村に転居）の場合との整合性を図る必要もある。
- 住所地特例は市町村間の負担調整という性格上、要望団体以外の市町村からの異論が出ることも想定され、一定の線引きが必要。現行では、地域密着型サービスの趣旨に照らして、特例の対象外としている。
- 区域外指定制度については、新しく広域的に市町村間で認知症 G Hの設置・整理を融通し合う際に、あらかじめ同意をとっておくこと等により、住所地特例の見直しによらず、このような費用負担の問題を避けられる効果はある。
- なお、区域外指定制度の活用については、平成30年3月6日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、市町村間の同意に係る方針事例を周知している。